

令和 4 年 8 月 25 日

東京都環境局自然環境部計画課計画担当 御中

東京都生物多様性地域戦略の改定について（中間のまとめ）に関する意見

公益財団法人 日本生態系協会
会長 池谷奉文（団体としての意見）
東京都豊島区

【意見 1】（該当箇所）第 4 章「将来像の実現に向けた目標と基本戦略」

【意見 1】（意見内容）

意見の要約：該当ページ p.127

「東京の将来像を実現するための 2030 年目標」に、「2030 年時点の生物多様性の状態が、2020 年時点よりも良い状態になっている」ことを追記する必要がある

意見の詳細：

p.127 に「東京の将来像を実現するための 2030 年目標」として「生物多様性を回復軌道に乗せる」を掲げ、これを「ネイチャーポジティブの実現」と言い換えています。

しかし、ネイチャーポジティブの定義を詳述した Harvey Locke et al. (2021) では、ネイチャーポジティブは、1.2030 年までの間に減少を止め回復の軌道に乗せるだけでなく、2.自然が 2030 年時点で、2020 年時点よりも多いところにまで回復していることを含むとしています（参考 1）。環境省の用語集にもそのことが示されています（参考 2）。これは、ただ回復軌道に乗ったといっても、回復のペースが遅い場合、世界目標とされている「2050 年までに自然と共生する社会を達成」がかなわないとの見通しに基づくものです。東京都も 2050 年将来像として、自然と共生する豊かな社会の実現を掲げています。

以上のことから、「東京の将来像を実現するための 2030 年目標」に、「2030 年までに生物多様性を回復の軌道に乗せる」だけでなく、「2030 年時点の生物多様性の状態が、2020 年時点よりも良い状態になっている」ことを追記する必要があります。

参考：

- 1 Harvey Locke et al. (2021) A Nature-Positive World: The Global Goal for Nature (<https://www.naturepositive.org/>)
- 2 環境省中央環境審議会自然環境部会生物多様性国家戦略小委員会（第 5 回）（2022 年 7 月 11 日開催）の「資料 7 次期生物多様性国家戦略素案用語集」。「ネイチャーポジティブ」を「2020 年をベースラインとして、2030 年までに自然の損失を止め回復軌道に乗せる (reverse) こと。2030 年までに自然を純増 (net positive) させることで、2050 年までに自然を完全に回復させることができると予測されている。」と説明している。

【意見 2】（該当箇所）第 4 章「将来像の実現に向けた目標と基本戦略」

【意見 2】（意見内容）

意見の要約：該当ページ p.127

生物多様性の状態が減少の傾向から回復の軌道に乗ったかどうかを判定するための指標（群）を東京都として検討し、示す必要がある

意見の詳細：

p.127 に「東京の将来像を実現するための 2030 年目標」として「生物多様性を回復軌道に乗せる（＝ネイチャーポジティブの実現）」が、イメージ図とともに掲げられて

います。しかし、何をもって回復軌道に乗ったとするかを測るかが示されていません。

生物多様性の状態が減少の傾向から回復の軌道に乗ったかどうかを判定するための指標（群）を東京都として検討し、示す必要があります。

【意見3】（該当箇所）第4章「将来像の実現に向けた目標と基本戦略」

【意見3】（意見内容）

意見の要約：該当ページ pp.131-132

基本戦略1の行動目標等として、区市町村ごとに30by30実現を掲げ、1.各区市町村での自然保護地域の拡大を支援するとともに、2.どうしても不足する分については、都内他地域等での生物多様性保全・再生の取組を資金面等で支援することにより補うことができるとする仕組みを、東京都として検討する必要がある

意見の詳細：

自然環境は多摩地区にあればよいということではなく、健康面・教育面等の観点から、多くの人に住む区部にこそ必要です。多くの人に住む区部は、また、他地域でつくられる生態系サービスの大量消費を通じ、都内多摩地区、都外各地さらに世界各地の生物多様性の損失に大きな責任を有しています。

国は、国土の30%以上を2030年までに自然環境エリアとする「30by30」を目標に掲げ、その実現に向け、Jクレジット（カーボンニュートラルに向け、森林所有者等のクレジット創出者と企業等のクレジット購入者との間で資金が循環する仕組み）等を参考にした資金循環の仕組みを検討しています。

基本戦略1の行動目標等として、区市町村ごとに30by30実現を掲げ、1.各区市町村での自然保護地域の拡大を支援するとともに、2.どうしても不足する分については、都内他地域等での生物多様性保全・再生の取組を資金面等で支援することにより補うことができるとする仕組みを、東京都として検討する必要があります。

【意見4】（該当箇所）第4章「将来像の実現に向けた目標と基本戦略」

【意見4】（意見内容）

意見の要約：該当ページ p.141

都が事業主体となる開発事業について、生物多様性オフセットを原則とする制度創設に向けた検討を、地域戦略に掲げる必要がある

意見の詳細：

p.141に「開発時における生物多様性への配慮及び新たな緑の創出」とあります。2030年までに「生物多様性を回復軌道に乗せる」ためには、一つひとつの開発事業において事業実施前後における「生物多様性オフセット」（注）に努めていく必要があります。

このため、まず都が事業主体となる開発事業について、生物多様性オフセットを原則とする制度創設に向けた検討を、地域戦略に掲げる必要があります。

（注）生物多様性オフセット：開発事業等において、回避・低減を優先して実施したうえでなお残る生物多様性への悪影響を、他所等で代償することで、事業の実施前後で生物多様性の損失をネット・ゼロとすること。具体的には失われる「自然」と同等（質×面積）の「自然」を事業地内の別の場所、事業地の近く、または都内の別の場所等で再生する事業を行うこと。

【意見5】(該当箇所) 第4章「将来像の実現に向けた目標と基本戦略」

【意見5】(意見内容)

意見の要約：該当ページ p.159

「自然環境」が有する機能の社会課題解決への活用と定義されるグリーンインフラに対する誤解の拡散につながらないように、例示に当たっては「自然環境」を活用した事例を掲載する必要がある。また、エコロジカル・ネットワーク形成の考えを土台とするグリーンインフラの計画的配置・推進を検討する必要がある

意見の詳細：

p.159に「防災減災に資するグリーンインフラの推進」として「自然環境が有する機能を、防災・減災などの様々な社会課題の解決に活用するグリーンインフラを進める必要があります。」とあります。

しかし、掲載されている写真(レインガーデンの例)は、一般に想像する「自然環境」ではありません。「自然環境」が有する機能の社会課題解決への活用と定義されるグリーンインフラに対する誤解の拡散につながらないように、グリーンインフラの例示に当たっては、「自然環境」を活用した事例を掲載する必要があります。

また、多数のグリーンインフラが有機的に関連しつつ存在することによるシナジー効果発揮の観点から、エコロジカル・ネットワーク形成の考えを土台とするグリーンインフラの計画的配置・推進を検討する必要があります。

【意見6】(該当箇所) 第4章「将来像の実現に向けた目標と基本戦略」

【意見6】(意見内容)

意見の要約：該当ページ p.164

学校ビオトープだけでなく、「園庭ビオトープ」を付け加える必要がある

意見の詳細：

p.164「地域の自然資源を活かした健康面・教育面などの効用促進」に「教育・研究機関の取組」として「学校での自然環境教育や自然体験学習の場として、東京の多様な自然を活用するとともに、校内にも生物多様性に配慮したビオトープを創出するなど、身近に自然との触れ合いの場を整備し、自然環境教育に利用します。」とあります。

ここの部分について、学校に限定した書き方になっていますが、学校だけでなく、都内でも多数の幼稚園・保育所において、園庭ビオトープが設置され、自然環境教育等が進められている事実があります(参考1)。

東京都としても、令和元~2年度に、東京都内の自然環境を活用して保育を行う東京都版モデルを作成することを目標として「自然を活用した東京都版保育モデル」の検討に係る事業が得行なわれ、その成果が都のウェブサイトを通じて公表されています(参考2)。

学校ビオトープだけでなく、「園庭ビオトープ」を付け加える必要があります。

参考：

- 1(公財)日本生態系協会「全国学校・園庭ビオトープコンクール 2021 報告書」「全国学校・園庭ビオトープコンクール 2019 報告書」等 (<https://www.biotopcon.org/>)
- 2 東京都ウェブサイト「自然を活用した東京都版保育モデルに係る活動報告書等の掲載について」(https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/koho/shizen_hoikumodel.html)

【意見7】(該当箇所) 第4章「将来像の実現に向けた目標と基本戦略」

【意見7】(意見内容)

意見の要約：該当ページ p.169

環境教育・人材育成の効率的・効果的促進の観点から、地域戦略を通じ、都として、国の「人材認定等事業の登録制度」のPRを積極的に行う必要がある

意見の詳細：

p.169に「自然環境分野における環境教育・人材育成の促進」とあります。これについては「環境教育等促進法」に基づく「人材認定等事業の登録制度」があります。環境教育等の指導者を育成または認定する事業等を、国が事業者からの申請に基づき登録する制度です。「ビオトープ管理士資格試験」、「こども環境管理士資格試験」等が登録されています。

環境教育・人材育成の効率的・効果的促進の観点から、地域戦略を通じ、都として、国の「人材認定等事業の登録制度」のPRを積極的に行う必要があります。

参考：環境省ウェブサイト、人材認定等事業の登録制度について

(https://www.env.go.jp/policy/post_96.html)

【意見8】(該当箇所) 第4章「将来像の実現に向けた目標と基本戦略」

【意見8】(意見内容)

意見の要約：該当ページ p.170

学校ビオトープだけでなく、「園庭ビオトープ」を付け加える必要がある

意見の詳細：

p.170「自然環境分野における環境教育・人材育成の促進」に「教育・研究機関の取組」として「公園・緑地や学内のビオトープなどを活用して自然環境教育を行うほか、児童・生徒とともに保全活動を実施します。」とあります。

ここの部分について、学校に限定した書き方になっていますが、学校だけでなく、都内でも多数の幼稚園・保育所において、園庭ビオトープが設置され、自然環境教育等が進められている事実があります(参考1)。

東京都としても、令和元~令和2年度に、東京都内の自然環境を活用して保育を行う東京都版モデルを作成することを目標として「自然を活用した東京都版保育モデル」の検討に係る事業が得るなわれ、その成果が都のウェブサイトを通じて公表されています(参考2)。

学校ビオトープだけでなく、「園庭ビオトープ」を付け加える必要があります。

参考：

1(公財)日本生態系協会「全国学校・園庭ビオトープコンクール2021報告書」「全国学校・園庭ビオトープコンクール2019報告書」等(<https://www.biotopcon.org/>)

2 東京都ウェブサイト「自然を活用した東京都版保育モデルに係る活動報告書等の掲載について」(https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/koho/shizen_hoikumodel.html)

【意見9】(該当箇所) 第5章「推進体制・進行管理」

【意見9】(意見内容)

意見の要約：該当ページ p.178

「(仮称) 生物多様性地域戦略庁内推進会議」のトップを都知事とする必要がある

意見の詳細：

p.178「推進体制」に「「生物多様性地域戦略改定庁内検討会」を基に、「(仮称) 生物多様性地域戦略庁内推進会議」を新たに設置」とあります。「生物多様性地域戦略改定庁内検討会」について情報が公開されていないことからどのような組織かが不明ですが、実行力のある会議とするため、庁内推進会議のトップを都知事とする必要があります。